

## モニタリングの実施とサービス購入料の減額

### 1 モニタリングの実施

県企業庁は本件事業の各段階における業務実施状況を監視し、事業者が特定事業契約書に定められた業務を確実に遂行し、かつ、業務要求水準書に従い実施しているか確認を行う。

#### (1) モニタリングの実施段階

県企業庁は、以下の各段階においてモニタリングを実施する。

- 各種許認可申請・取得時
- 実施設計（基本設計）完了時
- 工事施工時
- 工事完成時（完工確認）
- 施設運営開始後

#### (2) モニタリング実施計画書の作成

県企業庁は、特定事業契約締結後、(1)に定める段階毎に以下の項目を含むモニタリング実施計画書を作成する。

- モニタリング時期
- モニタリング内容
- モニタリング組織
- モニタリング手続
- モニタリング様式

#### (3) モニタリングの方法と費用負担

##### ア モニタリングの方法

##### a 業務日報等の提出

事業者は、県企業庁が日常モニタリングを行うための業務日報（毎日）及び定期モニタリングを行うための業務報告書（毎月）を作成し県企業庁へ提出する。

##### b 業務実施状況の確認

県企業庁は、事業者が作成した業務日報及び業務報告書に基づき、日常モニタリング、定期モニタリングを行い、事業者が提供する業務の実施状況を確認する。

なお、県企業庁は、必要に応じ自ら各業務の遂行状況を直接確認・評価する随時モニタリングを行うことができる。

	事業者	県企業庁
日常モニタリング	チェック項目に沿って各業務の遂行状況を確認の上、業務日報を作成。	業務日報の確認、業務水準の評価。
定期モニタリング	月1回実施のチェック項目に沿って、遂行状況を確認するとともに、業務日報を基に業務報告書を作成。	業務報告書、業務総括書の確認、業務水準の評価。
随時モニタリング	-	脱水ケーキの再生利用の確認。 含水率35%以下の施設性能の確認。 その他、必要に応じ不定期に、直接確認。

## イ モニタリング費用の負担

モニタリングに係る費用は原則として事業者の負担とする。ただし、県企業庁に起因する費用が発生する場合は県企業庁の負担とする。

## 2 サービス購入料の減額

本件事業にかかるサービス購入料は、「添付資料8 県企業庁が事業者を支払うサービス購入料について」のとおり支払われるものであるが、施設運営開始後、県企業庁が行うモニタリングにより「業務要求水準書」において定められた要求水準が維持されていないことが判明した場合には、改善勧告、サービス購入料の減額を行うことがある。

### (1) サービス購入料等減額の考え方

#### ア 減額等の対象

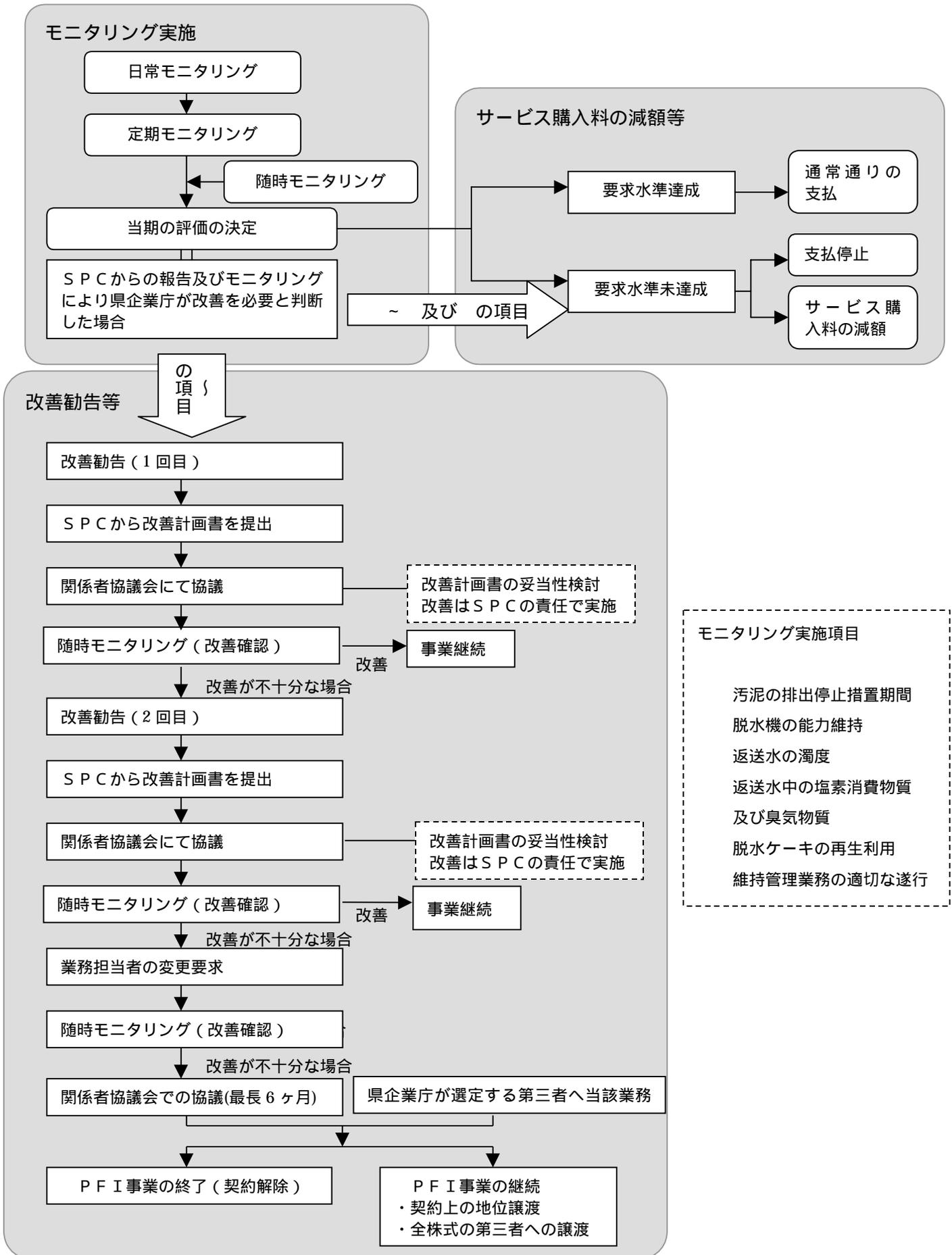
減額等の対象として以下の～の項目について、その実施状況をモニタリングにより業務要求水準書の要求水準を満たしているかを確認し、次頁のフローに記載のとおり、必要に応じ改善勧告 業務担当者の変更要求 契約解除という手順でペナルティを課す。

さらに、以下の～及びの項目については、本件事業における重要性を踏まえ、サービス購入料の減額の対象とする。

要求業務	確認項目	モニタリングの実施	サービス購入料減額の対象
新設施設及び濃縮施設の維持管理・運営	汚泥の排出停止措置期間		
	脱水設備の能力維持		
上澄水の返送業務	返送水の濁度		
	返送水中の塩素消費物質及び臭気物質( )		改善勧告
脱水ケーキの再生利用業務	脱水ケーキの再生利用		
新設施設及び濃縮施設の維持管理・運営	維持管理業務の適切な遂行		改善勧告

返送水中に含まれる塩素消費物質(有機物質、還元性無機物質、アンモニア性窒素)及び臭気物質については、浄水処理に悪影響が及んでいると疑われる場合に、随時モニタリングを実施することとし、必要に応じて改善勧告を行うものとする。

## イ ペナルティのフロー



## ウ 業務要求水準が満たされていなかった場合の措置

県企業庁は、モニタリングの結果、特定事業契約書で定められた業務要求水準が維持されていないと判断した場合は、改善勧告及びサービス購入料の減額若しくは支払停止を行う。なお、サービス購入料の減額については、県企業庁は提供されるサービスを一体のものとし購入することから、サービス購入料の総額を対象に行うものとする。

措置の内容		手続きの概要
サービス購入料の減額又は支払停止		業務水準低下の内容に応じて毎月のペナルティポイントを計上し、それに支払期（四半期）ごとに集計した当期ペナルティポイントに応じてその期の支払を減額若しくは停止する。
改善勧告	1回目	業務水準低下の内容に応じて当該業務の改善について期限を定め事業者に勧告する。
	2回目	1回目の勧告によっても期限内に改善が認められない場合に再度勧告を行う。
業務担当者の変更要求	協力企業の変更要請	2回の勧告を経て改善が認められない場合で、事業者が当該業務を協力企業に委託しているときには、県企業庁は当該業務の業務担当者の変更要請を行う。
	第三者への業務委託	2回の勧告を経て改善が認められない場合で、当該業務を事業者自らが行っているときには、当該業務を県企業庁が指定する第三者に委託する。
契約解除等	契約解除	上記の手続きを経ても業務の改善が認められない場合で、県企業庁が契約継続を希望しないときには、特定事業契約を解除する。
	地位の譲渡 株式の譲渡	上記の手続きを経ても業務の改善が認められない場合で、県企業庁が契約継続を決定したときには、事業者の契約上の地位又はその全株式を県企業庁が承諾した第三者へ譲渡させる。

## (2) 減額の方法

### ア 施設の利用可能性に関わるもの

日常モニタリング、定期モニタリングにより施設の利用可能性に関わる事項として、浄水場業務に影響を与え得る事項が発生した場合、また業務要求水準書で求めている能力を維持していないことが発覚した場合、ペナルティの対象となる。

対象となる項目及び基準

- ・送泥停止措置 送泥停止時間
- ・脱水設備の能力 脱水ケーキの含水率を35%以下にできる能力の維持
- ・返送水の濁度 返送水の濁度の程度

対象となるサービス購入料 サービス購入料総額

ペナルティポイント

a 送泥停止措置時間

送泥の停止措置の時間ごとにペナルティポイントを課す。

送泥停止措置時間に伴うペナルティポイント

レベル	停止措置時間	ペナルティポイント
レベル1	6 ~ 12 時間	2
レベル2	12 ~ 24 時間	4
レベル3	24 ~ 36 時間	8
レベル4	36 ~ 72 時間	16
レベル5	72 時間を超える	36 ポイント

b 脱水設備の能力

随時モニタリングの結果、脱水ケーキの含水率を 35%以下にできる能力が維持されていない場合は以下のペナルティポイントを課す。

含水率 35%以下の能力が維持されていない	36 ポイント
-----------------------	---------

c 返送水の濁度

返送水の濁度の程度別にペナルティポイントを課す。なお、1日につき1回でも濁度基準を上回れば濁度に応じたペナルティポイントを課すこととする。

濁度別のペナルティポイント

レベル	濁度 (度)	ペナルティポイント
レベル1	20 以上 50 未満	2
レベル2	50 以上 100 未満	4
レベル3	100 以上 500 未満	8
レベル4	500 以上 1000 未満	16
レベル5	1000 以上	36 ポイント

減額の方法 四半期の間の各業務(上記(a)~(c))のペナルティポイントを積上げて、下表に基づき当期サービス購入料総額から減額を実施。

ペナルティポイントと減額割合

ペナルティポイント	減額割合	ペナルティポイント	減額割合
11 ~ 15 P P	1 P Pにつき 0.20%	26 ~ 30 P P	1 P Pにつき 0.35%
16 ~ 20 P P	1 P Pにつき 0.25%	31 ~ 35 P P	1 P Pにつき 0.40%
21 ~ 25 P P	1 P Pにつき 0.30%	36 P P以上	支払停止

PP = ペナルティポイント

- ・ 四半期毎の累計されたペナルティポイントが 10 P P 以下の場合、サービス購入料の減額は行わず、累計されたペナルティポイントは清算される。
- ・ 四半期毎に累計されたペナルティポイントは原則として清算され、翌四半期に繰り越されることはないが、改善勧告による是正期間中のもの及び業務改善が認められない状態が継続しているものについては、翌四半期に繰り越される。



#### 脱水ケーキ 100%再生利用の確認方法

業務日報及び業務報告書により脱水ケーキの発生量を把握し、売却相手方又は再生利用依頼先からの受入れた脱水ケーキ量を証明する書類との照合により確認を行う。脱水ケーキの発生から売却相手方又は再生利用依頼先への搬入までに一時保管等を行う場合には、その保管量についても確認を行う。

$$\text{脱水ケーキの発生量} = \text{売却相手・再生利用依頼先の受入れ脱水ケーキの量} + \text{保管量}$$

### (3) 支払停止及び減額の方法

「(2) 減額の方法」に従い、支払停止及び減額を実施する。

業務要求水準を達成していないと判断しない下記の場合は減額を実施しない。

- ・ 予め県企業庁と協議の上で行う機器等の修繕、更新及び清掃その他の作業によるもの
- ・ 明らかに県企業庁の責によるもの
- ・ 自然災害等の不可効力によるもの

施設運営開始後のモニタリングは、各業務の業務開始日に属する四半期から開始する。また、当該四半期の判断の結果は、翌月の10日までに事業者へ通知されるものとし、約20日後に支払われるサービス購入料に反映される。